

平成23年度予算執行方針

1 予算執行全般について

- (1) 地方財政法に規定されているように、経費については、その目的を達成するため必要かつ最少の限度を超えて支出しないこと、また収入については、適実※かつ厳正に確保することを常に念頭におくこと。 ※適実 現実の実態に適応しての意味
- (2) 3月11日に発生した東日本大震災の復旧、復興のため、政府の当初予算に組み込まれている事業等の一部は財源ねん出のため大幅に見直されたり、公共事業予算については地域別配分が大きく変わることが考えられる。よって、これまでに以上に政府の動向に注意し国庫支出金等を財源としている事業はこれらの交付が確実かどうかよく見極めて事業着手することとし、このことにより国庫支出金の肩代わりとして一般財源での執行とならないようにすること。

2 事業執行について

- (1) それぞれの事業計画や目標に従い、事務事業の適期、適切な執行を図るよう進行管理に留意すること。また、完了検査が必要な工事については検査も含め、年度末には必ず完了すること。特に、補助事業の執行については、執行の遅延等の理由により、補助金の交付が受けられない事態や翌年度補助事業として採択されない事態とならないよう万全を期すこと。さらに、新規事業については早期執行を図り、当該事業が効果的に実施されるように努めること。
- (2) 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、また、従来慣行にとらわれることなく、最少の経費で最大の効果を得られるよう努力すること。
- (3) 行政需要の複雑化、多様化に適切に対処するため、関係部局間の連絡調整を

密にし、類似事務事業の一元化などに努め、経費節減を徹底すること。

(4) 委託にあたっては、再度、委託内容を十分に把握し、職員で出来る業務まで委託することのないよう徹底的に見直しを行うこと。

(5) 工事等において、事業執行状況を把握し、年度内竣工に努めるのは当然であるが、やむを得ない事情により翌年度に繰越す場合においても、年度内の契約に努め、未契約繰越は工事等に伴う関連経費（事務費）を除き特別の事情のない限り回避すること。

3 契約について

(1) 契約については、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法があるが、契約事務の公正性・透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から総合的に判断して決定すること。

(2) 随意契約を行う場合、その理由については市民が納得できるよう具体的かつ明確にするとともに、「生駒市随意契約ガイドライン」に基づき適正な処理を行うこと。

(3) 契約者双方からの申し出がなければ自動的に継続される契約については、必ず年度当初に支出負担行為の整理も含め契約継続の伺いを行うこと。（債務負担行為が設定されている場合や長期継続契約は除く。）

(4) 長期継続契約とならない契約で翌年度以降にわたり債務を負担する契約をしようとする場合は予め債務負担行為の予算措置をすること。また長期継続契約により契約する場合は当該契約条項中に、翌年度以降において（生駒市の）歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を必ず付すこと。

4 支出負担行為について

支出負担行為の整理時期については、整理すべき時期から未だ相当日数遅れる例が見受けられることから、「支出負担行為の整理時期について」（平成21年4月3日付け事務連絡）を参考に、より一層適正な運用を図ること。

なお、この点については、補助金の交付決定の時には、支出負担行為として整理しなければならないことに注意するとともに、また予算が余ったという理由で消耗品、庁用備品等を購入すべく年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行うようなことは従来どおり、当然のことながら厳に慎むこと。（参考）地方自治法第243条の2第1項 支出負担行為をする職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定した者が、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 補助金等の交付について

行政改革推進委員会から出された個別補助金の見直しに関する提言書（平成19年2月及び平成22年11月）を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「生駒市補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、公正かつ適正に執行するとともに、必ず精算すること。

6 歳出予算の流用について

予算成立後の事情等により、歳出予算の節（需用費及び役務費については細節）間の流用を必要とするときは、流用の禁止事項を定めた予算規則第11条第5項の流用を除き、予算流用伺書の担当部局決裁については、100万円未満は次長、50万円未満は課長とする。また、予算流用伺書の作成に際しては、増額する理由、流用元となる節の減額できる理由及び流用額積算の考え方について詳細に記載するとともに（別紙可）、根拠資料（見積書等）を添付すること。

なお、予算規則第11条第5項の流用を除き、4月1日から同一目内の節間の流

用について1年度あたりの流用累計額が流用元（減少科目）である節（需用費及び役務費については細節）の配当予算額の3割以下（ただし、上限額は20万円とする。）である場合、財政課長の審査（決裁）を廃止したので、詳しくは財政課長からの通知を参照すること。

7 繰越について

- (1) 事業の遅延等予算成立後の事由に基づき年度内に完了しない見込みがある工事等については、適時に繰越明許費の設定を行うこと。繰越明許費の設定は年度内完成を工期として工事等を発注したが施行途中で契約時に予期しなかった地元調整、他事業との関連、設計変更等の事態が生じ年度内完成が不可能となった場合に加え、工事発注前においてこれらの事態が長引き契約が遅れ、契約時点においてその完了が翌年度になる場合について行う必要があり、後者の場合は翌年度の完成となることが判明した時点において契約前に補正予算により繰越明許費の設定を行うこと。

なお、繰越明許費の補正予算を行う場合においては、翌年度の繰越分に充てる財源は必ず残しておかなければならないので、執行残高に注意すること。

- (2) 事故繰越は年度内に支出負担行為を行いかつ避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたものについて翌年度に繰越して使用することができるものであるが、避け難い事故とは、繰越しを全く予想しなかつたが、たまたま避けることができない事故であり、暴風、洪水、地震等の異常な天然現象、労働争議、戦乱、債務者の突然の病気、事故等をいうものであることから注意すること。

8 歳出執行残額について

入札差額等、予算の目的を達成した上での執行残額については必ず留保すること。ただし、やむを得ず留保の解除が必要な場合は、財政課と協議すること。

9 職員手当等について

時間外勤務については、上限目標を設定し、ノー残業デーや振替取得の徹底など計画的な勤務と効率的な業務遂行に努めること。

10 講演会等講師謝礼について

(1) 講演会等講師を招へいする場合は、「講師謝礼基準の取扱いについて」（平成19年4月13日付け事務連絡）を参考に、より一層適正な対応を図ること。

(2) 講演会等講師謝礼については、ボランティア的な講師の養成、活用を推進し、経費の節減に努めること。

11 補正予算について

(1) 補正予算は、制度改正、災害等真にやむを得ない場合、また(2)の場合により編成するものであり、年度途中で財源を確保することが難しい状況であり、なおかつ真に効果が見込めるものに限るとともに、事前に財政課と協議すること。

(2) 国の経済対策、それに基づく国の補正予算の動向に十分留意するとともに、財政上有利なものについては、積極的に活用すること。

12 歳入について

(1) 市税収入については、負担の公平性という観点からも滞納整理に全力を挙げるなど収納率の向上に努めること。

(2) 使用料及び手数料については、受益者負担の公平の観点から、見直しを行い、実態に即しないものについては、料金改定によって増収を図ること。また、納期内収入に努め、未収金が発生しているものについては、収納の取り組みを一層強化し、収納率の向上に努めること。

(3) 国庫支出金、県支出金、各種助成金については、当初予算に計上がなくても積極的に活用し、財源の確保に努めること。

- (4) その他市税の増収を図るための対策や、新たな財源の導入を検討すること。

13 財政合議について

財政合議については、事務専決規程、予算規則に定めるもののほか、予算の効果的かつ適切な執行を図るため、次の各号に定めるものについては事業実施起案（起工伺）を作成した上で財政合議を行うこと。

- (1) 予算成立後のやむを得ない事情により、予算計上されていない事業を行わなければならない場合
- (2) 予算成立後、事業内容に重要な変更が生じる場合
- (3) 毎年度継続的に行うものや、予算措置された工事的要素のある契約（工事請負費・修繕料・委託料の一部等）を除き、100万円以上の契約を締結する場合
- (4) 土地開発公社に対して先行取得の依頼を行う場合
- (5) 事業実施起案（起工伺）の変更がある場合
- (6) 補助金交付要綱の新規作成、改正等を行う場合